

「訪問販売お断りシール」を活用していますか？ -「訪問販売」による勧誘をしてほしくない！という意思を示すものです-

「訪問販売」は突然自宅に訪問してくる業者の勧誘を受けて、商品などの契約を行うものです。勧誘内容に問題が多い商品・サービスにはリフォーム工事やシロアリ駆除、新聞や浄水器などがあります。

昼間、家にいることの多い高齢者に被害が集中していますので注意が必要です。
勧誘してほしくない意思を示している人に対して勧誘することは大阪府消費者保護条例に違反します。

訪問販売お断りシール



消費生活センターでは広報（平成26年1月15日号）とともに左の「訪問販売お断りシール」を全戸配布しました。

使い方

シールは玄関やインターホンの近くなど、業者の目につきやすいところに貼りましょう。

「訪問販売お断りシール」が貼ってあっても、業者が来た場合にはきっぱりと断りましょう！

★「興味ありません、必要ありません」

★「帰ってください」

★「お断りします」

ドアを開けずに、契約する意思のないことをはっきり伝えましょう。

★断っても業者が帰らないときは、警察に通報しましょう。

商品やサービスなど消費生活に関する
相談は…
寝屋川市立消費生活センター
☎ 072-828-0397
受付時間 9:00~12:00
13:00~16:00
(祝日、年末年始は除く)
大阪府警察本部悪質商法 110番
☎ 06-6941-4592

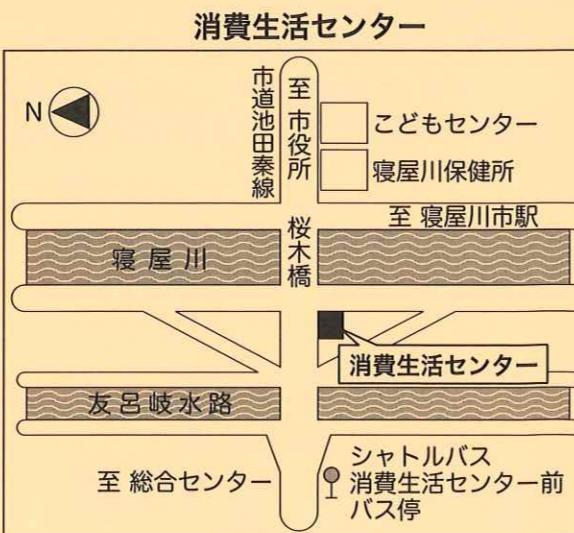
発行：平成26年1月15日 寝屋川市立消費生活センター

ひとりで悩まないで！ ご相談は……

寝屋川市立消費生活センター
(桜木町5番30号) へ
相談受付時間：月曜日から土曜日
(祝日・年末年始は除く)
午前9時から午後4時
(正午から午後1時は除く)

電話：072-828-0397
ファックス：072-838-9910

消費者ホットライン
電話：0570-064-370
日曜・祝日は、国民生活センターにつながります
(年末年始は除く午前10時～午後4時)



〈E-mail〉 syouhi@city.neyagawa.osaka.jp

くらしねっと

消費者問題に関する 2013年の 10大項目

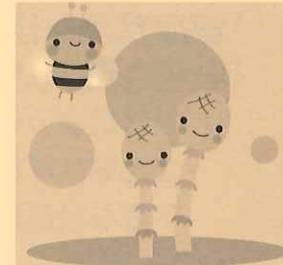


消費生活センター

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2013年は、高齢者の消費者トラブルがさらに増加したほか、トラブルの国際化の傾向も見られました。また、ホテル等のメニュー表示や薬用化粧品による白斑トラブルが大きな問題となりました。

- ☆ 高齢消費者トラブルが6年連続で増加 相談全体の3割にまで
- ☆ 「健康食品の送りつけ商法」が激増 昨年同時期の約10倍
- ☆ 依然として多い投資トラブル 広がる劇場型勧誘（買え買え詐欺）
- ☆ ホテルや百貨店でのメニュー表示問題が相次ぐ
- ☆ 薬用化粧品による白斑トラブルが発生
- ☆ トラブルの国際化 海外インターネット通販が急増
- ☆ ネットサイト関連の相談が上位を占める アダルトサイトは老若男女問わず
- ☆ 「偽装質屋」が登場 サラ金の相談は6年連続で減少
- ☆ 進む消費者関連法の整備 「地域体制の在り方」の検討もスタート
- ☆ 国民生活センターの在り方 独立行政法人「中期目標管理法人」が示される



目次

- 消費者問題に関する2013年の10大項目
- インターネットトラブル
- 悪質な勧誘には気をつけて!!
- 「固定電話」は勧誘の入り口です！
- 訪問販売お断りシールを活用していますか？

「悪質な勧誘には気をつけで!!」

訪問販売

「訪問販売」とは、販売業者のセールスマンなどが突然に消費者宅を訪問して、いろいろな商品やサービスの販売を行うことをいいます。



【事例】

床下を点検すると訪問して来た業者に「シロアリの被害がある」と説明され、高額な駆除工事などの契約をしてしまった。解約したい。

*法律ではキャッチセールス、アポイントメントセールス、S.F.商法なども「訪問販売」として規制されています。

クーリングオフ

契約書面を受け取った日から8日以内であれば無条件で契約解除ができます。

訪問購入(押し買い)

「訪問購入」は、購入業者が店舗以外の場所（たとえば消費者宅）で行う物品の購入のことです。

【事例】

「リサイクルショップを開店するので不用品を引き取る」と電話があったので自宅に来てもらった。古着には全く見向きもしないで、強引に指輪やネックレスなどの貴金属を持って帰った。返してほしい。

*平成25年2月に法律（特定商取引法）が改正され、クーリングオフができるようになりました。またクーリングオフ期間内は物品の引き渡しを拒否できます。



『固定電話』は勧誘の入り口です！

「電話などの通信料金が安くなります」

「健康食品を送ります」

「社債を購入してください」

→このような電話が掛かってきたことはありませんか？

こんなはずじゃなかった・・・と後悔しないためにも、

不要な勧誘は入り口でシャットアウトしましょう！！



1. はっきり言おう『りません』『お断りします』

「今、忙しいから・・・」「結構です」などと返事をすると、業者は都合よく解釈し、再度電話をかけてくることがあります。

2. 勧誘の電話とわかったら、すぐに切る！！

話を聞けば聞くほど、断りにくくなります。断るのが苦手な方は、常に留守番電話の設定にして、知った人以外とは話をしないようにするという方法もあります。

3. 「もうかる」「安くなる」「あなただけに」など、甘い話にのらないで！！

おトクな話は気になるもの——でも、おトクな話がやってくることはほぼありません。

4. 自分や家族の個人情報は話さない！！

何気ない会話から、業者はプライベートを探ろうとしています。一人暮らしと分かると強引な勧誘を行う場合も考えられます。何も話さない——これが肝心です。

平成26年度 消費者庁 消費者月間統一テーマ つながろう消費者～安全・安心なくらしのために～

(毎年5月は消費者月間です。)

インターネットトラブル

身に覚えのない請求メール

【事例】

携帯電話に「総合情報サイトの無料期間が過ぎ有料になっています。長期滞納が続いている、至急連絡ください。このまま放置すると身元調査、法的措置を行います」とメールが届いたが、まったく覚えがない。

【解説】

「身元調査」「法的措置」と消費者を不安にさせて業者に連絡をとらせようとしています。業者には連絡はせず、覚えのない請求は支払わないで無視しましょう。

そのインターネットショッピング、本当に大丈夫？

【事例】

インターネットで人気ブランドバッグが格安で販売されているサイトを見つけた。代金を振り込んだのに商品が届かない。電話も繋がらず、サイトもいつの間にか消えていた。

【解説】

振り込んだ代金を取り戻すことは困難です。サイトの信用性、確実性をよく確かめてください。
《詐欺サイトの特徴》
○サイトの連絡先（運営者氏名、住所、電話番号）が記載されていない
○正規の販売価格よりも極端に安い
○不自然な日本語の表記
○支払い方法が前払いで銀行振り込み



消費生活講座の紹介

消費生活センターでは、消費生活に関するテーマで年に11回、市民向け講座を開催しています。講座内容は毎年変わります。講座の内容、及び受講生の募集は広報紙に掲載されますので、興味がある方は広報紙をご覧ください。

(広報紙の募集記事掲載号の目安)

月間特別講座 5月 1日号

上半期講座 5月 15日号

夏休み親子講座 7月 15日号

下半期講座 10月 15日号

*都合により募集記事の掲載号は前後する場合があります

平成25年度に開催しました講座内容を紹介します。

平成25年度に開催した消費生活講座

	日 時	テ マ	定 員
上半期	5月 29日 (水)	投資信託のしくみ ～大人のためのお金の教養講座～	40人
	6月 19日 (水)	お茶を楽しく～日本茶のいれ方～	25人
	6月 26日 (水)	家電製品の安全・上手な使い方教室	40人
	7月 12日 (金)	日本銀行大阪支店（施設見学）	27人
親 子	8月 5日 (月)	お菓子のヒミツと野菜を知ろう！	24人 親子
	8月 6日 (火)	親子で楽しむ工作教室	24人 親子
下半期	10月 29日 (火)	ジュエリーライフを楽しむためのジュエリーの基礎知識と相談事例	40人
	11月 5日 (火)	チョコレート・ココアの健康講座	40人
	11月 20日 (水)	アサヒビール吹田工場（施設見学）	27人
	11月 26日 (火)	相続に関する税制	40人
啓発	2月 26日 (水)	住宅リフォームの豆知識	40人

